



沖社局文発第1579号  
平成21年11月18日

沖縄県医師会長 殿

沖縄社会保険事務局長



国民年金・厚生年金保険診断書（精神の障害用）の作成医について

公的年金事業の運営につきまして、日頃より多大な御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今回、下記のとおり障害基礎年金・障害厚生年金裁定請求書に添付する診断書の取扱いを変更し、併せて、国民年金・厚生年金保険診断書様式第120号の4（精神の障害用）の一部を変更することになりましたのでお知らせします。

つきましては、障害年金の請求手続等が引き続き適正かつ円滑に行われるよう、医師会報等において医療機関に周知していただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、様式の変更については、平成21年12月までは、変更前の診断書を使用するため、市町村もしくは社会保険事務所の窓口においては、変更前の診断書に併せて別紙1を提示するなどして対応することを申し添えます。

記

- 1 国民年金・厚生年金保険診断書様式第120号の4（精神の障害用）は、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が作成できることとしているところであるが、てんかん、知的障害、発達障害、認知症及び高次脳機能障害等診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科等を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成できることとする。
- 2 診断書の「記入上の注意 1」について、現行の「この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していた

だくことになっています。」に次の文を追加する。

「ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。」

## 精神の障害により障害年金を請求される方へ

精神の障害により障害年金を請求する場合に提出する診断書は、診断書の記入上の注意の1に、「この診断書は、傷病の性質上、必ず精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。」と記載されていますが、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば、診断書を記入していただくことができますとされています。

〇〇社会保険事務所

Tel 000(0000)0000

※主治医が精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師でない場合は、主治医にこの書面をご提示ください。

## 国民年金・厚生年金保険診断書（精神の障害用）の作成医について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

国民年金・厚生年金保険における障害給付に係る診断書の作成にあたっては、日頃からご協力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

これまで、障害年金に係る「国民年金・厚生年金保険診断書様式第120号の4（精神の障害用）」については、必ず精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくこととしていましたが、てんかん、知的障害、発達障害、認知症及び高次脳機能障害等診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科等を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事する医師であれば作成できることといたしましたので、これに係る障害年金の請求手続等が円滑に行われるよう引き続き特段のご配慮をお願いします。

なお、様式の変更については、平成22年1月を予定しているため、平成21年12月までの間、市町村及び社会保険事務所の窓口においては、変更前の診断書で対応していることを申し添えます。

敬具

平成21年11月18日

沖縄社会保険事務局

医療機関 殿

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(ウ) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>入院・入所(施設名 )・住宅・その他( )</p> <p>同居者の有無(有・無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>(注) ・援助とは、助言、指導をいい、身体介助を含まない。 ・本人の一人暮らしを想定して記入してください。</p> <p>(1) 適切な食事摂取 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(2) 身の清潔保持 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(3) 金銭管理と買物 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(4) 通院と服薬(要・不要) a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(5) 他人との意志伝達及び対人関係 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(6) 身の安全保持及び危機対応 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(7) その他</p>	<p>3 日常生活能力の程度</p> <p>(該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)</p> <p>(1) 精神障害(病的体状・躁うつ病・痴呆・精神遅滞・性格変化等をいう。)を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。</p> <p>エ 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、期間等</p> <p>オ 在宅支援(訪問看護等)の利用状況</p> <p>カ 身体所見(神経学的所見を含む。)</p> <p>キ 臨床検査(心理テスト(知能障害の場合には、知能指数又は精神年齢)を含む。)</p>
<p>⑩ 現時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑪ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑫ 備 考</p>	

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日 (精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称 診療担当科名  
所在地 医師氏名 印

記入上の注意

- この診断書は、傷病の性質上、必ず精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。
- この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。  
 [ また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 ]
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
  - 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
  - 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を⑩の欄の「キ 臨床検査」欄に記入してください。

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況</p> <p>(ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>入院・入所(施設名 )・住宅・その他 ( )</p> <p>同居者の有無 (有・無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するもの一つを○で囲んでください。)</p> <p>(注) ・援助とは、助言、指導をいい、身体介助を含まない。 ・本人の一人暮らしを想定して記入してください。</p> <p>(1) 適切な食事摂取 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(2) 身辺の清潔保持 a 自発的にできる b 自発的にできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(3) 金銭管理と買物 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(4) 通院と服薬 (要・不要) a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(5) 他人との意志伝達及び対人関係 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(6) 身辺の安全保持及び危機対応 a 適切にできる b 概ねできるが援助が必要 c 自発的にはできないが援助があればできる d できない</p> <p>(7) その他</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。)</p> <p>(1) 精神障害 (病的体状・躁うつ病・痴呆・精神遅滞・性格変化等をいう。) を認めるが、社会生活は普通にできる。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活上困難がある。</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である。</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	<p>エ 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、期間等</p>
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	<p>オ 在宅支援 (訪問看護等) の利用状況</p>
<p>⑬ 備 考</p>	<p>カ 身体所見 (神経学的所見を含む。)</p> <p>キ 臨床検査 (心理テスト (知能障害の場合は、知能指数又は精神年齢) を含む。)</p>

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

(精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称  
所在地

診療担当科名  
医師氏名

印

記入上の注意

1. この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。

2. この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。

3. ⑬の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。

4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。

(1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。

(2) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を⑫の欄の「キ 臨床検査」欄に記入してください。